

久留米広域

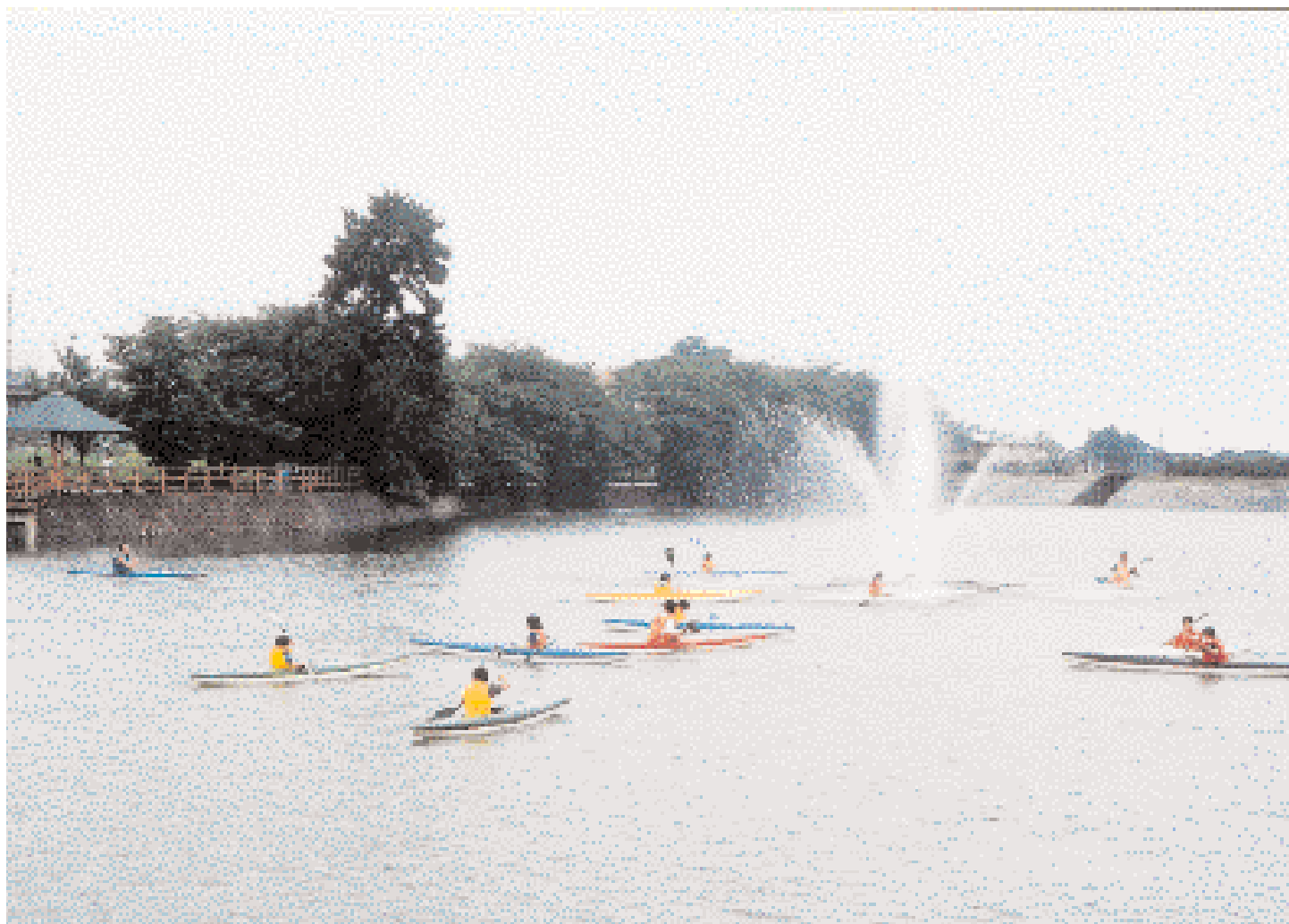
●久留米市 ●田主丸町
●北野町 ●城島町 ●三潞町

合併協議会だより

平成15年7月20日発行

Vol. 6

発行・編集 / 久留米 広域合併協議会 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL0942-30-9233 FAX0942-30-9703



カヌーや釣りが楽しめる十連寺公園

カヌーや釣りが満喫できる三潞町の十連寺公園。展望台からみる有明海や久留米市街の夜景、満天の星空はとても美しいと町内外から多くの観光客が訪れています。三潞町では、全町公園化構想を基に、水と緑が調和した公園整備を進めています。この公園のほかにも「水沼の里2000年記念の森」などが整備されています。

●久留米広域合併協議会第6回会議

合併の期日は平成17年2月5日で合意 ～「合併の方式」「地域審議会の設置」等は 次回協議会で協議～



「新市建設計画骨格について」や「合併の期日」など、重要な事項について協議が行われた第6回協議会の会議の様子

報告事項

●報告第11号・第5回協議会以降の協議会活動について

久留米広域合併協議会第6回会議が7月8日、久留米市内で開催されました。会議では、「町名・字名の取扱い」や「地域審議会の取扱い」などの新規提案項目の説明と「合併の方式」、「合併の期日について」の追加資料の提出と説明が行われました。その後の協議で、合併の期日は「平成17年(2005年)2月5日(土)」「(すま)とが全会一致で合意されました。「合併の方式」、「町名・字名の取扱い」、「地域審議会について」は次回協議会で協議されます。なお、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」については「合併の方式」の協議結果を踏まえ、協議されることになりました。

6月2日から7月1日までに開催された第6回合併協議会幹事会(7月1日)、新市建設計画策定会議など、延べ1部会22分科会52ワーキンググループ

の活動が報告されました。

協議事項

●第12号議案・平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算

歳入決算額2,600万8円、歳出決算額378万935円の平成14年度歳入歳出決算が認定されました。

歳入が歳出を大幅に上回るのは、国から法定合併協議会を構成する自治体に交付される「市町村合併推進体制整備補助金(一自治体500万円)」を各市町の負担金として受け入れたためです。繰越金2,221万9,073円については、新市建設計画作成のための支援業務及び電算システムや条例等の統合に向けた事前作業などの委託料を中心に15年度で執行予定です。

●協議・新市建設計画骨格について

新市建設計画では、①対象期間を合併後10年間とし、中間年となる5年目に実施成果を評価・見直すこと ②対象地域を久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潯町の行政区域とすること ③新市建設の基本方針として、目指す新市の都市機能や都市整備のあり方等、計画実現のための施策・主要事業や財政計画、公共施設整備の方針、新市における福岡県事業により構成すること ④計画の性格として、第1にハード面だけでなくソフト面を含んだ総合計画とすること。第2に合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とすること。第3に新市の速やかな一体性

■合併市町村振興基金について（抜粋）

1. 「合併市町村振興基金」（以下「基金」）とは

合併市町村（新市）が、地域住民の連帯の強化または合併関係市町村（1市4町）の区域における地域振興等のために設ける基金のことで、その積立経費は合併年度及びこれに続く10年度に限り「合併特例債」をその財源とすることができます。

2. 基金積立ての規模

1市4町での新市の場合は、標準基金規模が37億円ですが、必要がある場合には、40億円まで積立ができます。

3. 基金の種類等

積立てた基金は、その運用益、つまり積立金の利子を合併後の事業の財源として活用する「果実運用型」の基金です。

4. 対象となる事業等

- 新市の一体感を図るもの
 - ・ イベント等の開催
 - ・ 新しい文化の創造に関する事業の実施 など
- 旧市町単位の地域振興を図るもの
 - ・ 伝統文化の伝承等に関する事業
 - ・ 地域行事、自治会活動助成、商店街活性化対策 など



を確立するための計画とすること。第4に地域住民の福祉の向上や地域の活性化を図り、地域全体のレベルアップを実現する計画とすること、などの新市建設計画の骨格が事務局より提案され、協議の結果、承認されました。

質疑としては、委員から「対象地域に、久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三瀧町の行政区域とあるが、合併の方式に関わらず、新市全体を対象地域として新市建設計画を作成することによってよいのか」との質問があり、「合併の方式に関わらず、新市全体を対象地域として新市建設計画を作成します※参考」と事務局より回答がありました。

また、「佐賀県東部を含む県南地域のリーダーとして」というような表現がいくつか出てくるが、現在の段階では他県を含んだ計画より、まず、1市4町が県南地域の中でどう新しいまちづくり、中核都市づくりをするかという方向で計画を作成していただきたい。「合併して財源をどう確保していくのか、財源確保策を織り込んで欲しい」、「地域ごとのきめ細かい利便性のある行政体制をつくっていただきたい」、「この計画が机上の空論にならないように、今までのような生活を維持できるように願っています」などの要望が出されました。

※参考 合併特例法では、新設合併の

■新市としての一体的な都市づくりについて（抜粋）

1. 基本的考え

次の基本的な考えの下に新市建設計画を策定します。

- (1) 歴史性・地域性の尊重…地域の都市づくりの歴史と、その成果としての地域特性・個性を継承し、大切にしたい都市づくり
- (2) 将来に向けての多様性の確保…多様な都市魅力の源になる、地域特性・個性を確立する都市づくり
- (3) 合併を活かす都市づくり…地域特性・個性を尊重しながらも、合併による相乗効果、重積効果、中核市効果などを活かす一体的な都市づくり

2. 具体的取り組み

新市建設のマスタープランである新市建設計画に次のとおり整理して記述します。

- (1) 新市建設の基本理念として…都市像設定にあたって大切にしたい視点を基本理念とし、「地域特性を尊重した都市づくり」及び「合併効果を活かした都市づくり」を掲げる
- (2) 新市の目ざす都市像…これまで取り組んできた都市づくりのストックを活かすことや、1市4町の総合計画に掲げる都市像の基本的考え方を受け継ぐこと、合併後の一体的な新市としての都市づくりを図ることを目的に都市像を設定する
- (3) 地区整備の基本方針…旧自治体を対象とした地区像や、地区像実現のための取り組みについて、住民自治の充実を図る新たな地方自治制度を視野に入れながら、整備する

3. 今後の対応（新市建設計画の作成）

上記の基本的考えや具体的な取り組みに関する考え方を整理した素案を、久留米広域合併協議会に提案しながら、委員の広範な意見等を踏まえて、更に修正加筆等を行いまとめることとなります。また、当該新市建設計画の実現にあたっては、各市町の議会議決や、今後検討される地域審議会等により担保されることとなります。

場合は、「新市全域にかかる建設計画を作成する必要がある」が、編入合併の場合は、「少なくとも編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある」とされています。

●協議・合併の方式について
前回協議会で委員から資料提出が求められていた「合併市町村振興基金について」、「合併の方式による事務量及び経費の比較について（見込み）」、「新市としての一体的な都市づくりについて」の資料説明が事務局よりありました。また、委員から「住民の立場に立

った新設合併、編入合併の違いについて」の資料の提出及び説明がありました。

合併の方式については、次回協議会で協議されます。

●協議・合併の期日について
事務局より、①住民生活への影響②合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係③首長・議員の任期④合併時の事務処理・引継ぎの利便性などのポイントを整理すると、合併特例法期限内の平成17年1月29日または2月5日のいずれかが合併の期日とし

て望ましいとの説明がありました。協議の結果、「平成17年（2005年）2月5日」を合併の期日とすることが全会一致で合意されました。

次回協議会で、「合併の期日については正式に決定されます。」

●協議・新市名称について

委員数名より、「合併の方式』によって影響を受けると考えられるので、合併の方式とセットで考えてはどうか」との意見が出され、次回から始まる合併の方式の協議結果を踏まえながら協議することになりました。

●協議・新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置についても、「合併の方式』とセットで考えてはどうか」との意見が出され、次回から始まる合併の方式の協議結果を踏まえながら協議することになりました。

●協議・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

専門部会の議会部会より、新設合併、編入合併に伴う議会の議員の定数及び任期の取扱いの原則と定数特例、在任特例の説明がありました。

なお、この項目については、第4回協議会で小委員会を設置して協議することになっていましたので、小委員会の委員10名が江藤会長より指名されました。（小委員会委員は右下囲みで紹介）

●協議・地域審議会の取扱いについて

専門部会の総合調整部会より、「地域審議会は、それぞれの地域の事情に

じた施策の実施に対し、よりきめ細やかに住民の意向を反映していく方法の一つとして、平成11年7月の合併特例法の改正により制度が設けられたもの」との説明がありました。

また、平成11年7月以降に合併した先行市24自治体のうち6市に地域審議会が設置されたこと、また設置された場合の委員構成、設置期間などが参考として説明されました。

地域審議会の取扱いについては、「設置の必要性」について次回協議会で協議されます。

●協議・町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについては、町名（市の区域内の一定の区域を指す町名。自治体名ではない）・字名は、それぞれの市町において歴史があり、なじみの深いものであるため、十分な協議が必要であること、1市4町の中では同じ字名がないこと、大字の表記を削除する場合や旧市町名をつけた場合の町名・字名の名称の例など、資料の説明がありました。

次回協議会で、「区域を変更するかどうか」、「名称を変更するかどうか。変更する場合、その形態についてどうするのか」について協議されます。

■新委員のお知らせ

（平成15年7月8日現在）

- 三瀨町 富松 茂治 3号委員
- ※3号委員 学識経験者

「議員の定数及び任期に関する小委員会」を設置
委員長に川地委員を選出し、8月末までを目安に審議

第6回協議会終了後、「議員の定数及び任期に関する小委員会」第1回会議がありました。同小委員会は、各市町の2号委員（議会が推薦した議員）及び3号委員（学識経験者）各1名の10名の委員で構成されています。

会議では、事務局からの委員紹介の後、互選により川地東洋男委員（久留米市）が委員長に、田中義一委員（三瀨町）が副委員長に選出されました。

引き続き、新設合併と編入合併における定数特例と在任特例が事務局より説明されました。

会議では平田委員より、「合併先行自治体が特例を用いているかどうか。その場合の内容などについて分かる資料」等の提出要望がありました。

委員さんは下記のとおりです。（敬称略）

久留米市	川地東洋男	2号委員
	前川 博	3号委員
田主丸町	長洲 勇	2号委員
	三浦 俊明	3号委員
北野町	深町 英俊	2号委員
	田中 和義	3号委員
城島町	宮田 康敏	2号委員
	平田 正	3号委員
三瀨町	内田 満	2号委員
	田中 義一	3号委員



▲今後の運営について委員に諮る川地委員長

●ホームページアクセス1万件突破

協議会の開催案内、資料、議事録などを掲載

<http://www.ktinet.co.jp/kurume-toiki-gappei/>

久留米広域合併協議会のホームページへのアクセス数が7月2日、1万件を突破しました。

ホームページには、協議会の開催案内や傍聴定員、協議会で配布された資料、会議録、合併についてのQ&A、用語集などを紹介しています。また、協議会の構成団体や総務省の国の合併相談コーナーなどにもリンクしています。

「なんでも！ご意見箱」も開設していますので、合併に対しての皆さんのご意見をお待ちしています。なお、このご意見箱に対する回答は行いませんので、予めご了承ください。ただし、住民の皆さんに直接かわるような意見については、このホームページでお答えする場合があります。

